

市政記者各位

## ジーピーエム株式会社との 「災害時における施設等の利用協力に関する協定」の締結について

福岡市では、大規模災害発生時における帰宅困難者対策に取り組んでおり、交通遮断等で、行き場の無くなった人達を一時的に受け入れる退避施設の確保を進めています。

このたび「ジーピーエム株式会社」と、災害時における施設等の利用協力に関する協定を締結する運びとなりましたので、お知らせします。

大規模災害時に多くの帰宅困難者が予想される天神地区、博多地区を中心に、今後も施設所有者の協力を得ながら、退避施設の確保を進めていく必要があるため、広く周知していただきますようお願いいたします。

### 1 相手方

ジーピーエム株式会社 代表取締役社長 有川 裕之 様

### 2 協定締結日

令和2年5月22日

### 3 協定の概要

- ・ジーピーエム株式会社福岡事務所（福岡市博多区東那珂1-4-3）への帰宅困難者の一時受け入れ（50人）
- ・トイレ等の提供
- ・備蓄物資（水・非常食・アルミブランケット・携帯トイレ）の提供
- ・帰宅困難者への有益な情報等の提供

#### <参考> 会社概要

本社：ジーピーエム株式会社（兵庫県姫路市千代田町731番地1）

営業所：福岡市をはじめ、西日本を中心に13カ所設置

事業概要：アミューズメント業界（パチンコ店）の省力機器（コンピューター、両替機、玉貸機）等の販売・メンテナンス・業務用ソフトウェアの企画開発及びその業界に関する設備工事の企画・設計・設計・施行・保守

#### 【問い合わせ先】

福岡市市民局 地域防災課

担当：森山、中島 TEL:092-711-4156（内線 1788）

**【参考】**

福岡市では、帰宅困難者対策として、西鉄福岡駅・地下鉄天神駅、JR博多駅エリアを中心に帰宅困難者対策に取り組んでおり、下記の施設と協定を締結しています。

退避施設として協定済の施設

## 天神地区における協定締結箇所

番号	施設の名称	所有者	受入人数	協定締結日
1	CTI 福岡ビル	(株) 建設技術研究所九州支社	48 人程	H23.2.9
2	福岡市役所本庁舎	福岡市	565 人程	—
3	西鉄ソラリアプラザビル	西日本鉄 (株)	595 人程	H27.4.25
4	ボートレース福岡	福岡市	10,000 人程	H29.3.16
5	福岡第一法務総務合同庁舎	福岡法務局	64 人	H30.5.31
6	都久志会館	福岡県教職員互助会	1,000 人	H30.9.10

## 博多地区における協定締結箇所

番号	施設の名称	所有者	受入人数	協定締結日
1	シティ 21 ビル	合同会社 CBホールディングス	8 人程	H27.10.1
2	福岡第二合同庁舎	九州地方整備局	100 人程	H28.3.24
3	九州農政局福岡支局	九州農政局	44 人程	H28.3.31
4	KITTE 博多	日本郵便 (株)	50 人程	H28.8.18
5	JRJP ビル	九州旅客鉄道 (株)	50 人程	H28.8.18
6	福岡第一合同庁舎	福岡財務支局	350 人	H30.3.27
7	光薫寺	長松山 光薫寺	144 人	H30.5.29
8	紙与博多中央ビル	紙与不動産 (株)	40 人	H30.9.12
9	ザ・ブロッサム博多ビル	九州旅客鉄道 (株)	40 人	R1.9.25
10	近鉄博多ビル	近鉄不動産 (株)	50 人	R1.9.22
11	九勸承天寺通りビル	九州勸業 (株)	22 人	R2.4.16

## その他地区における締結箇所

番号	施設の名称	所有者	受入人数	協定締結日
1	マリンメッセ福岡	福岡市 (一般財団法人福岡コンベンションセンター)	6,176 人程	H26.4.1
2	福岡国際センター	福岡市 (一般財団法人福岡コンベンションセンター)	3,339 人程	H26.4.1
3	福岡国際会議場	福岡市 (一般財団法人福岡コンベンションセンター)	1,732 人程	H26.4.1

## 災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とジーピーエム株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時において帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）のために、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡県福岡市博多区東那珂1-4-3 ジーピーエム株式会社九州支店内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大50人とする。

- (1) 3階会議室、女性更衣室、備蓄倉庫 計100㎡
- (2) 3階男女共用トイレ、2階男子トイレ、2階女子トイレ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 第2条に掲げる施設等への帰宅困難者の一時受け入れ
  - (2) 第2条に掲げる施設等のトイレ、冷暖房、電気設備の提供
  - (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧、飲料、毛布等の提供
  - (4) その他帰宅困難者に有益な情報等の提供
  - (5) 第2条に掲げる施設の近隣に所在する避難所や帰宅困難者受入施設等へ、第9条に規定する備蓄品の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限として、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対して期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営及び業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について、依頼することができる。

3 施設の照明及び空調等の設備の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づく帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の付帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費ならびに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。但し、甲からの要請に基づき第9条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。但し、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時に帰宅困難者が使用する備蓄物資を、3階備蓄倉庫に保管するものとする。

2 備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は備蓄物資が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。

- (1) 水 450ℓ (500ml ボトル 900 本)
- (2) 簡易毛布 50 人分 (アルミブランケット)
- (3) 携帯トイレ 450 個 (凝固剤 10g 使用)
- (4) 非常食 50 人分 (450 食分)

3 乙が備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期限)

第11条 本協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効とする。但し、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

(協定の改定)

第12条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1カ月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 本協定に関する疑義、または本協定に定めがない事項については、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 兵庫県姫路市千代田町731番地1

ジーピーエム株式会社  
代表取締役社長 有川裕之